

【別紙 1】

特記仕様書への記載例

(週休 2 日制適用工事について)

本工事は、発注者指定型の月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)工事である。

実施については、大和高田市総務部総務課ホームページで公開している大和高田市建築工事における週休 2 日制適用工事試行要領(令和 8 年 1 0 月 1 日)により行うものとする。

(費用の計上)

本工事は、月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)で費用を計上している。受注者が月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)が達成できなかった場合は、達成状況に応じて、当初計上している補正係数を別表 1 に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

【別表 1】

■補正係数(建築工事・解体工事)

	(当初計上) 月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	未実施または 未達成
労務費	1. 02	1. 00

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない見積単価等については、補正の対象としない。